

## 民間企業による官民連携案件の提案の受付について (有償資金協力との連携を想定する場合)

平成20年4月18日に発表した官民連携促進策「成長加速化のための官民パートナーシップ」に基づく、民間企業による官民連携案件のご提案を以下の要領にて募集しております。

### 1. 目的

開発途上国における民間企業の活動は、当該途上国の経済成長に貢献するのみならず、雇用の拡大、民間技術の移転、貿易・投資の促進などODAだけでは実現できない開発効果を当該国に直接もたらし得ます。また、資源・エネルギーの確保や環境・気候変動問題への取組など我が国の重要な外交政策目標の追求にあたり、開発途上国における民間企業の活動との連携が重要となる場合も多くあります。

かかる認識に立って、開発途上国における民間企業の活動とODAとの連携（以下「官民連携」）を積極的に推進するため、民間企業からの案件の提案を広く募集しております。

### 2. 重点政策

本枠組みの下では、原則として以下の重点政策に資する官民連携案件を推進致します。ただし、右重点政策は必要に応じ随時見直すことと致します。

- (1) 開発途上国、特にアフリカの成長の加速化（PPP、農業生産性の向上等を含む）
- (2) パッケージ型インフラの海外展開
- (3) 資源・エネルギーの確保
- (4) 環境・気候変動問題への取組

### 3. 提案の提出

- (1) 提案の対象となる案件

開発途上国における民間企業の活動とODAとの連携に関する案件で、上記2. (1)～(4)の重点政策に資するもの。

- (2) 官民連携相談窓口を通じた事前の相談

外務省、財務省、経済産業省、国際協力機構（JICA）の官民連携相談窓口において、提案提出のための事前の相談を募集しております。

- (3) 正式提案の提出

- (a) 提出先

外務省国際協力局開発協力総括課宛に郵送又は直接提出願います。

- (b) 提出者

提案企業における提案意向確認のため、担当役員以上とします  
(捺印要)。

- (c) 書式  
特に定めません。
- (d) 提出書類の扱い  
提出された書類は部外秘扱いとします。
- (e) 提出期限  
特に設けず、随時受け付けております。
- (f) 提案書類の記載内容  
提案案件は4.(1)の基準で検討を行うところ、①から⑨の各項目について可能な限り具体的に記載をお願いします。特に「重点政策への貢献度」を重要視するので、現地への裨益効果を可能な限り定量的に記載願います。また、ODA部分の実施スケジュールとの整合性確認のため、提案後の事業の完全実施に至るまでの予定スケジュールを記載願います。

#### 4. 提案の検討及び採択

##### (1) 検討の基準

正式提案の提出後速やかに、提案各社は外務省、財務省及び経済産業省及びJICAの関係者出席の下で開催される説明会で御説明をお願いいたします。外務省、財務省及び経済産業省は、JICAの助言を得つつ、OECD輸出信用規制など国際的ルールに従うとともに、援助効果向上の観点を含め我が国の経済協力に関する全体的方針との整合性を確保した上で、以下を含む諸点について総合的に考慮の上、提出された提案が本枠組みの下で推進する官民連携案件として適当か否か検討を行い、3ヶ月以内を目処に、日本政府が下記(2)に示す手続きに基づいて推進する案件としての適否を連絡いたします。

- ① 上記重点政策実現に対する貢献度
- ② 対象国に対する我が国経済協力方針との整合性
- ③ 経済活動の活性化、雇用拡大、技術移転、貿易・投資の促進など当該国の経済社会開発への貢献度
- ④ 案件の実現可能性(民間企業が実施する部分及び公的資金により実施する部分の双方。実現可能にするために必要な措置(追加F/S等)についての検討を含む)
- ⑤ 民間事業部分についての提案者の事業実施能力(知見、実施及び管理体制、財務状況等)
- ⑥ 相手国側の開発戦略との整合性(相手国・地域における事業の優先度、援助調整の状況等)
- ⑦ 相手国側の事業実施能力(知見、実施及び管理体制、債務持続性等)

- ⑧ 対象国の政治・経済状況
- ⑨ 環境社会配慮

## (2) 採択までの手続

検討の結果、当該案件が本枠組みの下で推進すべき官民連携案件と判断された場合は、以下の手続により当該案件のうちODAにより協力可能な部分について採択が優先的に検討されます。当該案件の方向性が妥当であり、かつ官民連携案件としての取組の必要性が十分に認められるものの、案件の計画について更に補完的調査が必要と認められる場合は、日本政府は途上国側への推薦案件として採択する前後に、F/S等の調査を実施することがあります。

- ① 外務省、財務省及び経済産業省の連名により提案者に対して、当該案件が本枠組みの下で推進される官民連携案件となった旨を通知。
- ② 日本政府として、大使館等を通じ、相手国政府に対して、当該案件を優良な官民連携案件として推薦（外務省より提案者に対して、相手国政府に推薦を行った旨を通知。なお、本推薦は日本政府としての当該案件にかかる供与の事前通報ではなく、相手国政府からの要請があった後に当該案件の採択について日本政府として正式な検討が行われます。また、相手国政府による当該案件の要請の受付にあたっては、相手国政府の優先度に従います。）
- ③ 当該案件のODA部分につき高い優先度を付して相手国政府から要請があった場合には採択を優先的に検討（外務省より提案者に対して、相手国政府から要請があった旨を通知）。
- ④ 外務省、財務省及び経済産業省の連名により提案者に対して、ODA部分に関する検討結果を通知。
- ⑤ 当該案件のODA部分が採択され、官民連携案件として実施される場合には、当該案件を対外的に公表。なお、当該案件の実施にあたっては、公開競争入札等、国際的なルールに従い、手続の透明性を確保。

(了)